

補助金調書

補助金名	福岡人権擁護委員協議会補助金			担当課 (連絡先)	市民局人権部人権推進課 (TEL711-4338)
交 付 先	☐ 団体	福岡人権擁護委員協議会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	☐ 非公募	(公募の場合) 公募時期 —			
(公募の場合) 応募要件	—				
(非公募の場合) 非公募の理由	人権擁護委員法の規定に基づき法務大臣より委嘱された人権擁護委員の活動を助長することを目的とした補助金であるため。				
補助開始年度	昭和37	年度	経過年数	58	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	【補助金の目的】 人権擁護委員法の規定に基づく人権擁護委員の活動を助長することにより、福岡市の人権教育・啓発の推進に資する。 【補助対象事業】 (1)人権擁護に関する啓発活動 (2)人権侵害に関する相談・救済事業 (3)人権問題に関する調査・研究事業 (4)人権擁護委員に対する研修事業 (5)前各号のほか市長が目的達成に必要と認める事業				
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	社会情勢の変化に伴い人権問題も複雑化・多様化しており、人権侵犯事件も未だ多く発生していることから、引き続き、市民の人権擁護のため、人権擁護委員・法務省・福岡市が連携した取組みを進めていく必要があるため。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 最新の国勢調査に基づく福岡市の人口一人に対して1円を乗じたものから、1万円未満を切り上げた額を上限として、予算の範囲内において交付する。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	1,540 千円	1,540 千円	1,540 千円	1,470 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	・常設相談の実施 ・地域の啓発活動等(市内で開催される特設人権相談所や保育所・小中学校等での人権教室、全国中学生人権作文コンテスト、人権の花活動、子どもの人権SOSモニター事業等) ・協議会内での各種研修会の開催				
補助金交付 による効果	・人権教育・啓発の推進 ・人権の擁護、人権侵害による被害者の救済				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。